

秋田市議会タブレット端末機器更新および通信サービス利用 業務に関する仕様書

1 業務名

秋田市議会タブレット端末機器更新および通信サービス利用業務

2 目的

この業務は、これまでに引き続き議会で配布する各種資料の閲覧性向上、配布の迅速化、配布コストの低減、ペーパーレス化、事務の効率化を図るため、タブレット端末を更新し、タブレット端末の通信サービスの利用契約を行うことを目的とする。

3 業務履行期間

契約締結日から令和11年3月31日までとする。

ただし、契約締結日から令和8年3月6日までは、この業務の対象となるタブレット端末、付属品の納入、初期設定作業および導入支援等の準備期間とし、令和8年3月31日までの利用料は発生しないものとする。

また、令和8年4月1日から令和11年3月31日までは端末・通信サービス利用期間とする。

4 タブレット端末および付属品の納入時期

令和8年3月6日までに納入すること。

ただし、やむを得ない理由により運用期間の開始日までに、上記準備期間において対応すべき準備を終えた端末等の納入が間に合わない場合は、協議により、相当の期日延長を認める場合がある。

5 実施場所

秋田市議会事務局（秋田市山王一丁目1番1号）

6 業務内容

次の(1)から(6)の項目を一括して行うものとする。タブレット端末および付属品については新品とする。

(1) タブレット端末

以下の仕様を満たすタブレット端末（新品）を調達すること。

ア 13インチ iPad Air (M3) (アップル社製)

イ OS iPadOS

ウ 内臓メモリ容量 128GB以上

エ データ通信 Wi-Fiおよびセルラーに対応していること。

オ 通信機能 5Gおよび4G/LTEが利用可能であること。

カ 必要数 54台

キ 本体の色 スペースグレイ又はスターライトとし、統一を原則とする。同一色での調達が困難な場合は協議すること。

(2) 付属品

(1)の端末に対応するものであり、以下の付属品（新品）を調達すること。ただし、以下のウ、エ、オについては同等品を可とする。

ア 電源アダプター アップル社製

イ 充電ケーブル アップル社製

ウ ペン型デバイス

※エレコムP-TPACSTAP07XWH

エ 液晶保護フィルム 端末1台につき1枚とする。

※エレコムTB-A25XFLAPL

オ 保護ケース 液晶面も保護するタイプ

※エレコムTB-A24XDPLC2BK

(3) 通信回線、通信回線付加サービスおよび通信環境の提供

以下の仕様を満たすデータ通信回線54回線を提供すること。

ア インターネット接続

インターネット接続が可能であること。ただし、接続先について

は、下記(4)ア(イ)に示す本市の管理者による制御が可能であること。

イ セルラー通信方式

タブレット端末で利用可能な5Gおよび4G/LTE通信方式で接続できること。

ウ セルラー通信によるデータ通信容量

特定の環境下での利用もしくはデータ通信のプラン上限に到達するまでは通信速度が制限されないこと。データ通信容量を1回線あたり5GB/月以上とすること。

(4) タブレット端末管理(MDM)サービスの提供および管理者機能の設定

以下の仕様を全て満たすタブレット端末管理サービス54台分を提供すること。その際に、本市が指定する管理者(以下、「管理者」という。)のIDに管理者機能の設定を行うこと。

ア タブレット端末管理サービス

(ア) 端末の遠隔管理

- a 盗難、紛失時に「タブレット端末」に対して、管理者が行う遠隔操作による画面ロックおよび初期化が可能であること。
- b 管理者が指定するアプリケーションについて、これを配付することおよびインストール不可能とすることができること。

(イ) インターネット接続制御

接続先又はその接続先が属するコンテンツカテゴリーを限定できること。

イ 管理者機能

(ア) 管理者は、Webブラウザを用いて、タブレット端末管理サービスの管理者機能を利用できること。

(イ) 管理者機能へのログインは、ID、パスワード等、2つ以上の要素での認証が可能であること。

(ウ) 管理者機能を用いて行うインターネット接続制御について、制御を行う対象を一括で設定することが可能であること。

(エ) 管理者が管理サイトから直近3カ月分の回線毎の利用内訳

データや料金明細内訳データ等を閲覧できること。

(オ) その他詳細な設定事項は、発注者と協議の上、可能な範囲内において決定すること。

(5) 運用設計

本市と打ち合わせを行い、業務内容について適切な運用設計を行うこと。

(6) 初期設定

運用設計に基づく初期設定仕様を協議の上、これに従い業務内容の初期設定を実施すること。また、初期設定にあたっては、以下に示す全ての作業を実施すること。

ア 保護ケースの納品、液晶保護フィルムの貼付

イ 端末管理台帳を作成し、タブレット端末および付属品への管理番号の貼付

ウ 本市が指定するすべての機能、アプリケーション等のインストール

エ 本業務とは別に本市が調達する議会ペーパーレス会議システムのアプリケーションのインストール

オ 端末ごとにメールアドレス、ID、パスワード等を設定すること。

カ その他詳細な設定事項は、発注者と協議の上、可能な範囲内において決定すること。

7 タブレット端末の操作説明会

本市が操作説明会を依頼した場合は、開催時期を本市と相談の上実施すること。なお、説明会後の問合せ等にも適宜対応すること。

8 端末の補償

本市が所有するタブレット端末について、以下の補償を提供すること。

(1) 補償範囲

補償範囲は、水漏れ、全損、紛失、盗難、破損および故障ならびに購入から1年を超えた自然故障とする。

(2) 代替タブレット端末の納品等

補償範囲を適用した上で納品する代替タブレット端末は、初期設定状態以降の最新の状態に復元を行った上で納品すること。

9 請求、支払方法およびタブレット端末の所有権

請求および支払方法について、以下の条件を満たすこと。なお、タブレット端末の所有権については、業務履行期間内は受注者に留保し、期間満了・全額支払い完了時に本市へ移転するものとする。

- (1) 初期費用はタブレット端末および付属品等の準備期間における業務完了後、請求すること。
- (2) 令和8年4月1日から通信料が発生するものとし、請求は各月ごとに全回線分を一括請求すること。なお、通信料には端末代金を含めるものとし、業務履行期間内での分割（36回）払いとする。
- (3) 請求書と併せて、回線（54回線）ごとに、通信料金、データ通信使用量が確認できる内訳明細を添付すること。

10 セキュリティ

以下のセキュリティ対策を講じること。

- (1) IDごとにパスワード等によるアクセス制御および利用者権限の制御がなされていること。
- (2) 操作のログ等が管理画面等で確認できること。
- (3) 第三者による不正使用又は情報漏えいに対する十分なセキュリティ対策が講じられていること。

11 法令等の遵守

本業務の履行に当たっては、電気通信事業法およびこれに基づく政省令等を遵守すること。

12 その他

- (1) 本仕様書に記載のない事項は、本市と協議の上、決定するものとする。
- (2) 履行期間内に台数の変更が生じる場合は、追加又は解約の手続により、変更契約を行う。
- (3) 営業担当者などを一次対応窓口として、本市議会事務局に速やかに駆けつけることができること。なお、対応は原則として市役所開庁日の午前 9 時から午後 5 時までとする。